

大船渡市空き家バンク実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、市内の空き家の情報を集約し、当該情報を全国的に提供する空き家バンクを設置することにより、空き家の利活用を促進するとともに、良好な生活環境の保全並びに大船渡市への移住及び定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住の用に供するため建築され、かつ、現に居住の用に供していない市内に存する一戸建ての住宅（近く居住しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家について所有権又は売却若しくは賃貸（転貸を除く。）を行うことができる権利（以下「所有権等」という。）を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 市内の空き家に関する情報を登録し、当該空き家の利用を希望する者に対して市が情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3 この要綱は、空き家バンクによる空き家の取引以外の空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4 空き家バンクに空き家に関する情報の登録を希望する所有者等は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）に空き家バンク物件登録カード（様式第2号）を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、空き家バンク物件登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録を行ったときは、その旨を空き家バンク登録通知書（様式第3号）により当該登録の申込みを行った者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で空き家バンクにより空き家の利活用を図ることが相当と認められるものの所有者等に対して、空き家バンクへの登録を勧めることができるものとする。

(空き家に関する事項の変更)

第5 第4第3項の規定により通知を受けた者（以下「登録所有者等」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(空き家の登録の抹消等)

第6 市長は、登録台帳の登録事項について、次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳から抹消し、その旨を空き家バンク登録抹消通知書（様式第5号）により登録所有者等に通知するものとする。

(1) 登録所有者等から空き家バンク登録抹消届出書（様式第6号）の提出があったとき。

(2) 空き家に係る所有権等に異動があったとき。

(3) 登録台帳に登録した日から2年を経過したとき。

(4) 登録に関して不正、偽り等が判明したとき。

(5) 登録所有者等が大船渡市暴力団排除条例（平成27年大船渡市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等（以下「暴力団関係者」という。）であることが判明したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 登録所有者等は、前項第3号の規定により登録の抹消をされた日後において、第4第1項の規定により、改めて登録を申し込むことができるものとする。

(空き家の利用申込み等)

第7 空き家バンクにより登録された空き家を利用しようとする者は、空き家バンク利用希望登録者申込書（様式第7号）に誓約書（様式第8号）及び関係書類を添えて、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、登録を適当と認めたときは、利用希望登録者台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録を行ったときは、その旨を空き家バンク利用希望登録者通知書（様式第9号）により当該登録の申込みを行った者に通知するものとする。

(利用希望登録者の変更)

第8 第7第3項の規定により通知を受けた者（以下「利用希望登録者」という。）は、当該登録事項に関し変更があったときは、空き家バンク利用希望登録者変更届出書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

(利用希望登録者の抹消等)

第9 市長は、利用希望登録者台帳の登録事項について、次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望登録者台帳から抹消し、その旨を空き家バンク利用希望登録者抹消通知書（様式第11号）により利用希望登録者に通知するものとする。

(1) 利用希望登録者から空き家バンク利用希望登録者抹消届出書（様式第12

号)の提出があったとき。

(2) 利用希望登録者が空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(3) 利用希望登録者台帳に登録した日から2年を経過したとき。

(4) 登録に関して不正、偽り等が判明したとき。

(5) 利用希望登録者が暴力団関係者であることが判明したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとしたとき。

2 利用希望登録者は、前項第3号の規定により登録の抹消をされた日後において、第7第1項の規定により、改めて登録を申し込むことができるものとする。

(空き家情報の公開)

第10 市長は、登録台帳の内容に関して、市のホームページへの掲載、窓口による閲覧等の方法により情報を公開するものとする。ただし、登録所有者等が希望しない事項については、この限りでない。

(登録情報の提供)

第11 市長は、必要に応じ、登録所有者等、利用希望登録者及び宅地建物取引業者(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号の宅地建物取引業者であつて、登録所有者等と媒介又は代理の契約を締結している旨が当該登録所有者等に係る登録台帳に記載されているものに限る。)に対し、登録台帳及び利用希望登録者台帳に登録された情報を提供するものとする。

(登録所有者等と利用希望登録者間の交渉)

第12 市長は、登録所有者等と利用希望登録者との間における空き家に関する交渉及び売買又は賃貸借の契約については、直接これに関与しない。

(個人情報の取扱い)

第13 登録所有者等及び利用希望登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報(登録台帳又は利用希望登録者台帳から知り得た情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得し、収集し、作成し、若しくは利用しないこと。

(2) 個人情報を市長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。

(3) 個人情報を毀損し、又は滅失することのないよう適切に管理すること。

(4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。

(5) 個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、遅滞なく市

長に報告し、その指示に従うこと。

(補則)

第14 この要綱に定めるもののほか、空き家バンクの実施に関し必要な事項は、別に定める。

様式第1号（第4関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申込者

住 所

氏 名

空き家バンク登録申込書

大船渡市空き家バンク実施要綱第4第1項の規定により、空き家バンクへの登録を申し込みます。

また、空き家バンクの登録に当たり、下記の事項に同意します。

記

- 1 空き家バンク物件登録カード（様式第2号）に記載された事項及び現況写真（所有者及び所在地等が特定されるものを除く。）を大船渡市のホームページ等で公開すること。
- 2 利用希望登録者に、空き家バンク物件登録カードに記載された事項を提供すること。
- 3 契約交渉に関する全ての事項については、登録所有者等、利用希望登録者及び物件の媒介又は代理を行う宅地建物取引業者との間で責任を持って行うこと。
- 4 空き家の登録に当たり、家屋情報等の確認のため、市の職員が現地を確認し、又は固定資産税課税資料を閲覧する場合があること。

様式第2号（第4関係）

空き家バンク物件登録カード

登録番号		区分	<input type="checkbox"/> 売却	<input type="checkbox"/> 賃貸	<input type="checkbox"/> どちらでも可
物件所在地	大船渡市				
所有者等	住所	〒		-	
	氏名			電話番号	- -
	携帯電話番号	-	-	F A X	- -
	メールアドレス				
媒介・代理業者	住所	〒		-	
	業者名・氏名			電話番号	- -
	携帯電話番号	-	-	F A X	- -
	メールアドレス				
媒介・代理契約	種類		契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

空き家の情報

希望価格	<input type="checkbox"/> 売却	円					
	<input type="checkbox"/> 賃貸	円/月	<input type="checkbox"/> 敷金 か月	<input type="checkbox"/> 礼金 か月			
物件の概要	面積		構造	建築年	昭和・平成 年 月 築		
	土地		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他	補修の要否		補修の費用負担	
		1階		<input type="checkbox"/> 補修必要 <input type="checkbox"/> 多少の補修が必要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修が必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中		<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	建物	1階	<input type="checkbox"/> 居間 () 畳 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 洋室 () 畳 () 畳 () 畳 <input type="checkbox"/> 和室 () 畳 () 畳 () 畳				
		2階		<input type="checkbox"/> 洋室 () 畳 () 畳 () 畳 <input type="checkbox"/> 和室 () 畳 () 畳 () 畳 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	都市計画区域 (用途区域)		()				
	建蔽率	%	容積率	%	その他制限		
	利用状況	<input type="checkbox"/> 利用者なし () 年 <input type="checkbox"/> セカンドハウス・別荘 <input type="checkbox"/> その他 ()		電気	<input type="checkbox"/> 引込済 <input type="checkbox"/> その他 ()		
		主要施設等への距離 <input type="checkbox"/> 駅 km <input type="checkbox"/> バス停 km <input type="checkbox"/> 市役所 km <input type="checkbox"/> 病院 km <input type="checkbox"/> 消防署 km <input type="checkbox"/> 警察署 km <input type="checkbox"/> 保育園 km <input type="checkbox"/> 小学校 km <input type="checkbox"/> 中学校 km <input type="checkbox"/> スーパー km <input type="checkbox"/> km		風呂	<input type="checkbox"/> LPガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	水道			<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他 ()			
キッチン	<input type="checkbox"/> LPガス <input type="checkbox"/> IH <input type="checkbox"/> その他 ()						
下水道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他 ()						
トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲取り / <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式 ()						
駐車場	<input type="checkbox"/> 有 () 台 <input type="checkbox"/> 無			物置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
車庫	<input type="checkbox"/> 有 () 台 <input type="checkbox"/> 無			バリアフリー	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
庭	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			ペット	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		
特記事項		その他設備等 耐震診断： 未 ・ 済 (補強不要 ・ 要補強) ・ 不要					
受付日	年 月 日			現地確認日	年 月 日		
登録日	年 月 日			有効期日	年 月 日		
登録抹消日	年 月 日			<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録取消し <input type="checkbox"/> その他			

備考

- 1 登録物件の「位置図」「間取り図」を添付してください。
- 2 抵当権又は相続登記に係る手続の必要がある場合は、特記事項に記載してください。
- 3 記載漏れ、記載誤り等により瑕疵担保責任等が生じた場合、市は一切の責任を負いかねます。

様式第3号（第4関係）

第 号
年 月 日

様

大船渡市長

空き家バンク登録通知書

大船渡市空き家バンク実施要綱第4第3項の規定により、空き家バンクへの登録が完了したので通知します。

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録日 年 月 日
- 3 有効期限 年 月 日

※変更等が生じた場合には、速やかに手続を行ってください。

様式第4号（第5関係）

空き家バンク登録変更届出書

年 月 日

大船渡市長 様

住 所

氏 名

電話番号

大船渡市空き家バンク実施要綱第5の規定により、登録事項の変更を次のとおり届け出ます。

- 1 登録番号 第 号
- 2 変更内容 別添「空き家バンク物件登録カード」による。

※空き家バンク物件登録カード（様式第2号）に登録番号及び変更箇所を記載し、提出してください。

様式第5号（第6関係）

第 号
年 月 日

様

大船渡市長

空き家バンク登録抹消通知書

大船渡市空き家バンク実施要綱第6第1項の規定により、空き家バンクへの登録を抹消したので通知します。

- 1 登録番号 第 号
- 2 抹消理由

様式第6号（第6関係）

空き家バンク登録抹消届出書

年 月 日

大船渡市長 様

住 所

氏 名

電話番号

大船渡市空き家バンク実施要綱第6第1項第1号の規定により、空き家バンクの登録を抹消したいので次のとおり届け出ます。

1 登録番号 第 号

2 抹消理由

大船渡市長

様

申込者
住 所
氏 名

空き家バンク利用希望登録者申込書

大船渡市空き家バンクに登録された空き家を利用したいので、大船渡市空き家バンク実施要綱第7第1項の規定により下記のとおり申し込みます。

また、利用希望の登録に当たり、備考に記載の事項に同意します。

記

物件番号				
電話番号	自宅： — —	携帯： — —		
F A X	— —			
メールアドレス				
家族構成	氏名	続柄	生年月日	職業又は学年
		本人	. .	
			. .	
			. .	
			. .	
			. .	
利用目的				
特記事項				

備考

- 1 登録所有者等（登録所有者等が物件の媒介又は代理の契約を締結している宅地建物取引業者を含む。）に、上記の記載事項の全てを提供すること。
- 2 契約交渉に関する全ての事項については、登録所有者等、利用希望登録者及び物件の媒介又は代理を行う宅地建物取引業者との間で責任を持って行うこと。
- 3 大船渡市は、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「登録所有者等」と「利用希望登録者」間で行なう物件の賃貸借・売買に関する交渉及び契約には直接関与しません。交渉及び契約について、登録所有者等が物件の媒介契約を締結している宅地建物取引業者の仲介により行われる場合、法律で定められる仲介手数料が必要となります。
- 4 大船渡市個人情報保護条例（平成17年大船渡市条例第30号）に基づき、申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用することはありません。

様式第8号（第7関係）

誓約書

大船渡市長 様

私は、空き家バンクを通じた空き家に関する売買又は賃貸借に関する交渉を行うに当たり、大船渡市空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解した上で、申込みを行います。

また、申込書に記載した事項に偽りはなく、空き家バンクへの申込みを通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

様式第9号（第7関係）

第 号
年 月 日

様

大船渡市長

空き家バンク利用希望登録者通知書

大船渡市空き家バンク実施要綱第7第3項の規定により、空き家バンクへの利用登録が完了したので通知します。

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録日 年 月 日
- 3 有効期限 年 月 日

※変更等が生じた場合には、速やかに手続を行ってください。

様式第10号（第8関係）

空き家バンク利用希望登録者変更届出書

年 月 日

大船渡市長 様

住 所

氏 名

電話番号

大船渡市空き家バンク実施要綱第8の規定により、利用登録の変更を次のとおり届け出ます。

1 登録番号 第 号

2 変更内容

様式第11号（第9関係）

第 号
年 月 日

様

大船渡市長

空き家バンク利用希望登録者抹消通知書

大船渡市空き家バンク実施要綱第9第1項の規定により、空き家バンクへの利用登録を抹消したので通知します。

- 1 登録番号 第 号
- 2 抹消理由

様式第12号（第9関係）

空き家バンク利用希望登録者抹消届出書

年 月 日

大船渡市長 様

住 所

氏 名

電話番号

大船渡市空き家バンク実施要綱第9第1項第1号の規定により、空き家バンクの利用登録を抹消したいので次のとおり届け出ます。

1 登録番号 第 号

2 抹消理由